

# マイナンバー(個人番号)を記載した、税に関する 申告書等の提出時における本人確認について

中能登町役場 税務課

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、みなさまにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する事を目的として、平成27年10月1日からマイナンバー制度が施行され、平成28年1月1日から順次利用が開始されます。

中能登町では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下番号法)16条に基づき、マイナンバー(個人番号)を記載した税に関する申告書等の提出の際は、「本人確認」をさせていただきます。本人確認は、「番号確認(正しい個人番号であることの確認)」と「身元(実在)確認(個人番号を提供した方が本当にその本人であるかの確認)」に分類され、それぞれお持ちいただく書類の組み合わせは下記のとおりです。

注1) 法人番号については、番号法に基づく本人確認は行いません。

注2) 税証明申請時の「本人確認」とは異なります。

表1…本人が申告書等を提出する場合(郵送時は写しを同封して下さい。)

本人確認 (A~Dのいずれかの組み合わせの書類をお持ちください)		
	番号確認	身元確認
A	・個人番号カードの裏面	個人番号カードの表面
B	・個人番号通知カード 又は ・住民票の写しや住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの)	<u>顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)</u> 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明証、顔写真付き社員証、顔写真付き資格証明証、戦傷病者手帳
C		<u>身分証明書(以下の書類から1点)</u> 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、プレ印字申告書、手書申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書
D	個人番号通知カードのイメージ	<u>身分証明書(以下の書類から2点)</u> 学生証(顔写真なし)、身分証明書(顔写真なし)、社員証(顔写真なし)、資格証明書(顔写真なし)、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の付票の写し、住民票の写し、母子健康手帳、特徴税額通知書、源泉徴収票、納税通知書、特定口座年間取引報告書

裏面に続く

表2…本人（委任者）の代理人が申告書等を提出する場合（郵送時は写しを同封して下さい。）

本人確認 (A・Bのいずれかの組み合わせの書類をお持ちください)			
	本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
A	<p>以下の書類のいずれかの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の個人番号カード（両面）</li> <li>・本人の個人番号通知カード</li> <li>・本人の個人番号が記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書</li> </ul>	<p>以下の書類から1点</p> <p>代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、顔写真付き資格証明書、戦傷病者手帳</p> <p>【代理人が法人の場合】</p> <p>登記事項証明書、印鑑登録証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書+当該法人との関係を証する書類（社員証等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状の原本（任意代理人の場合）</li> <li>・税務代理権限証書</li> <li>・戸籍謄本（法定代理人の場合）</li> <li>・本人しか持ち得ない書類（個人番号カード、保険証等）</li> </ul>
B	<p>※個人番号カードイメージ</p>  <p>※個人番号通知カードのイメージ</p> 	<p>以下の書類から2点</p> <p>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証（顔写真なし）、身分証明書（顔写真なし）、社員証（顔写真なし）、資格証明書（顔写真なし）、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の付票の写し、住民票の写し、母子健康手帳、特徴税額通知書、源泉徴収票、納税通知書、特定口座年間取引報告書</p>	

表3…eLTAXで申告書等を提出する場合

本人確認			
利用者	番号確認	身元確認	代理権の確認
本人	添付書類は不要です	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的個人認証による電子署名</li> <li>・eLTAXで認められている電子証明書</li> </ul>	<p>納税義務者本人の利用者IDを用いた電子申告の送信で確認を行います。</p>
代理人	添付書類は不要です	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人の公的個人認証による電子署名</li> <li>・代理人のeLTAXで認められている電子証明書</li> </ul>	

問合せ先…中能登町役場 税務課 (TEL 0767-72-3136)